

《第 111 号》・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2/5/2014

◎目次

1. 安全上のお知らせ：「邦人被害の強盗事件の発生について（注意喚起）」
2. 平成 25 年度領事出張サービスのお知らせ
3. シカゴ近郊における領事出張サービスのご案内
4. 休館日のお知らせ

=====

1. 安全上のお知らせ：「邦人被害の強盗事件の発生について（注意喚起）」

=====

（1）事案の概要

1月中旬、レンタカーでミズーリ州を旅行中の邦人男性が、宿泊先のホテルで知り合った米国人と思われる男性から、周辺の観光地を案内すると誘われ、レンタカーでその男と観光などをしていた途中、男からけん銃のようなもので脅され、財布、パスポート及びレンタカーを奪われるという事件が発生しました。

（2）注意事項

（ア）外出先や滞在先において、面識のない人に声をかけられた場合、相手が一見親切そうであっても安易に話に乗らず、ついていったりしないでください。

（イ）自分の車両に素性の分からない者の同乗を安易に許可すること、もしくは見知らぬ相手の車両に安易に同乗することは、自ら危険を招いているような行為ですので、絶対に避けてください。いきなり武器を突きつけられ、金品や車両を奪われたり、身体に危害を加えられる可能性も否定できません。

（ウ）万が一、強盗に襲われたときは抵抗しないでください。特に、相手が武器を所持している場合は、ジャケットの内ポケットに手を入れるといったような、相手に武器を取り出すと誤解されるような行動は避け、身体の安全を第一に考えてください。また、可能であれば、犯人を観察し、年齢、体格、服装等の特徴を覚え、犯人が立ち去ってから警察に通報してください。

米国では、日本と比較して治安状況はよくありません。被害に遭わないように日頃から防犯意識を持つようにしてください。

=====
2. 平成25年度領事出張サービスのお知らせ
=====

領事出張サービスを下記のとおり実施します。出張サービスでは、在外選挙人名簿登録申請のほか、旅券の申請・交付、在留届（変更届）、各種証明の申請、戸籍・国籍に関する届出を取り扱っておりますので、多くの方のご利用をお待ちしております。

3月14日（金）ウィスコンシン州マディソン（旅券仮申請受付期限：2月28日）

http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/con_wi_140314.pdf (PDF)

また、平成26年度の実施予定は、決定次第、本メールマガジンでお知らせしますが、最新の情報をお知りになりたい方は当館ウェブサイトを定期的にチェックしてください。

=====
3. シカゴ近郊における領事出張サービスのご案内
=====

当館では、在留邦人の皆さまが領事サービスを利用する上での利便性向上を図るため、シカゴ近郊の日系企業・団体などを訪問し、旅券の申請受付・交付、各種証明書の申請受付を始めとする各種領事サービスを行う「領事出張サービス」を実施しています。訪問を希望される企業・団体等におかれましては、当館までお気軽にお問い合わせください。

概要は当館ウェブサイトをご覧ください。

http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/con_shuccho1307.pdf

=====
4. 休館日のお知らせ
=====

次回の当館休館日は以下のとおりです。

2月12日（水）Lincoln's Birthday

2月17日（月）Washington's Birthday (Presidents' Day)

休館日には領事窓口、広報文化センター、電話での応対等、通常業務は行っておりません。海外への渡航などで日本のパスポート（旅券）の発給を申請される場合には、発給まで時間を要しますので、現在お持ちのパスポートの有効期間を予めご確認の上、早めの手続きをお願いします。パスポートを含む当館の領事業務につきましては、下記の当館ホームページをご覧ください。

http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/con_main_j.html

なお、事件・事故に巻き込まれた方、その他緊急の用件のある方は、当館代表電話(312-280-0400)に電話し、音声に従って操作して頂きますと、緊急電話受付につながります。

総領事館の休館日は、1年間の総休館日数が日本国内の公官庁と同数になるよう、米国と日本の祝日を調整して決めています。年間を通じた休館日をお知りになりたい方は、下記の当館ホームページをご覧ください。

http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/about_main_j.html#about_closed

=====

◆在留状況・連絡先等の変更があった場合◆

在シカゴ日本総領事館では、テロや大規模災害などの緊急事態発生時等に日本人の皆様には直ちに情報の提供ができるよう、在留届を提出して頂いた方の在留状況・連絡先等の確認を行っています。転居やご帰国などにより在留届に記載された事項(住所、電話番号、メールアドレス、家族構成等)に変更があったものの、未だ当館へ変更届を提出していない方は、氏名(漢字およびローマ字)と生年月日を明記の上、変更事項を当館までご連絡下さい。

変更の届出を行っていないと、在留状況等を確認することができず、緊急事態発生時等に当館から情報の発信が行えませんので、必ず変更の届出を行うようお願いします。

◆パスポートの有効期間をご確認下さい◆

パスポートの申請から交付までには時間を要しますので、日頃から現在お持ちのパスポートの有効期間をご確認の上、早めの手続きをお願いします。パスポートを含む当館の領事業務につきましては、当館ホームページをご覧ください。

http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/con_main_j.html

<受信中止・Eメールアドレスの変更>

<http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/emailchange.html>

<バックナンバー>

<http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/backnumber.htm>

<在シカゴ日本国総領事館>

E-mail: ryoji1@cg.mofa.go.jp

URL: <http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/index.jp.html>

Tel: 312-280-0400

Fax: 312-280-9568
